

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年10月19日（木）10時00分～12時10分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（2名）	川口俊一 瀬口毅士（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	白石裕治 中原潤 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和5年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和5年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係	

○ 川口部会長

皆さんおはようございます。忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今定刻になりましたので、第2回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について事務局より報告をお願いします。

○ 松山室長

はい。本日の専門部会の成立についてご報告いたします。専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は公益委員の伊藤委員がご欠席のため、公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名の委員にご出席していただき、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、4名の希望者がございました。ただ今、ホールの外で待機していただいております。

以上となります。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているとのことですので、これから審議に入りたいと思います。今事務局から話がありましたように、本日は傍聴の希望の方がいらっしゃいます。

公労使三者が揃って議論を行う場においては公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いします。

(傍聴希望者入室)

○ 川口部会長

事務局は4名とおっしゃいましたが3名ですが、よろしいですか、進めて。

○ 松山室長

今来られている方は3名の方のみで定刻になっておりますのでお願いいたします。

○ 川口部会長

了解いたしました。

それでは議事を再開いたします。

まず事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

では、本日の資料につきましてご説明いたします。

今回資料1というのがございます。令和5年度自動車小売業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。

昨日、10月18日現在の結審状況について掲載しております。目安ランクは地域別最低賃金のAからCまでのランク別にしております。

掲載項目は左から順に、改正後の金額と改正前の金額、そして引上額と引上率となっております。

その横に本年度、令和5年度ですね、県最賃改正額の時間額と引上額を掲載しております。さらにその横に効力発生年月日を掲載しております。最後が備考欄というふうになっています。自動車小売関係でも適用が若干異なっておりますので、その旨を備考欄に記載しております。

昨日現在で結審している局はですね、Aランクでは埼玉局となります。埼玉局では42円アップの1,060円で結審しております。

Bランクでは宮城局が40円アップの986円、福島局が38円アップの960円、島根局が

28円アップの960円、福岡局が41円アップの1,028円で結審しています。

Cランクでは青森局が4円アップの923円、秋田局が41円アップの938円で結審しております。

なお、千葉局、神奈川局、愛知局、大阪局、それから富山局、京都局、兵庫局、奈良局そして沖縄局ですね、の9局につきましては本年度の改正については必要性なしとの結論に至っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様方、何かご質問等ございませんか。

○ 川口部会長

よろしいですかね。それでは、審議に入ります。

前回は、労使双方から本年度の改正審議にあたっての基本的な考え方について述べていただきました。

前回の双方の主張として簡単に申し上げますと、まず労側からは、自動車産業は日本の基幹産業であるということ。そして自動車小売りを支えているのはそこで働く人。労働者であるということですね。そういった意味で働く人の意欲、活力を高めて産業活性化が必要だと。そして、その基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最賃は、産業の魅力向上、競争力の源泉となる人財の確保、流出防止、産業・企業の活性化と成長に繋がっているということで非常に大事なものであるということです。そして、最低賃金は関係労使のイニシアティブにより、産業に働く者を基幹的労働者として対象に設定されている。公正な企業間競争確保、産業の健全発展等を目的とするものであり、地域別の最賃とは性格が異なるものであるということです。地域別最賃に対する優位性を維持・拡大してその産業に相応しい最賃を設定することを重要とすべきだということです。そしてさらには労働組合のない労働者、労使交渉の手段を持たない労働者にとっては、自動車（新車）小売業の最賃に関しては賃金の下支えとなっていると。未組織・非正規労働者を含めた現場力を支えるためにも、産業別最賃は優位的なものを維持・拡大する必要があるということです。そして最終的には鹿児島県全体の底上げを自動車（新車）小売業がリーダーシップを発揮していただければということでした。

これに対して、他方、使側の基本的考え方は、物価高が数年続いてデフレも続く中、価格転嫁、賃金アップが重要であると考えている。人口減少、販売店の再編等厳しい経営環境ではあるが、半導体等の供給が安定してきており、コロナ前に近い水準に販売は戻ってきつつある。物価高の中、賃金をどこまで引上げられるか、地方においても価格転嫁が進めら

れるようにすることは肝心だと考える。そして自動車小売業として鹿児島県の底上げにどう影響できるかを考えていきたいということです。あと、人材不足の面から技能実習生等の人材確保についても最賃に関しては非常に重要だと考える。基本的には地域別最低賃金の方向性と同一のもので考えておるといことですね。他方、零細企業から見ると企業に利幅がないと上げたくても上げられない現状が実際はあると。引上げるための支えは重要であると考えます。そういった意味から今回も最低賃金の妥当な金額がどこになるのかということをお互いディスカッションをしていきたいということを発表していただきました。

一応、労使の基本的考えというのは前回こういった形で取りまとめられております。

前回の基本的考えに追加して、双方から追加の主張とか補足等がございましたら、どなたからでもよろしいかと思えます。よろしく願います。

○ 白石委員

よろしく願います。

前回、主張としては今川口部会長から説明がございましたが、追加というような形で述べさせてもらいたいと思えます。

まず資料の方2枚あります。令和5年度第2回の1番新車登録台数というのと、資料集みたいなの2種類あると思えますのでよろしく願います。

まず1つ目の新車登録台数なんですが、日本銀行の鹿児島支店そして鹿児島銀行の資料ですが、これは前回1回目で配られた労働局の資料の中から抜粋しております。乗用車の新車登録台数は、軽自動車を含んで前年を上回っているということで、鹿児島銀行も7月の乗用車新車登録台数は、7か月連続で前年を上回ったと。種類別に見ると普通車は45.1%、小型車が7.8%減、8月の軽自動車の届け出台数は3か月ぶりに前年を上回ったというふうに書いてあります。

そして、九州運輸局というようなところで、資料ナンバーの方で一枚めくってもらい、九州運輸局の、九州管内の登録台数というようなところで引っ張ってきております。8月の一番右下ですね。8月の鹿児島県の新車台数は前年同月比で112.7%、九州全体対比でも111.7、全国対比でも119.2というふうな形で、九州そして全国よりも上回っているという形で。直近の1年に関しては、令和4年12月を除いて前年比を上回っているということがこの資料から分かります。ほとんどの月で九州管内よりも%が上というふうなことで、鹿児島県の新車登録台数の動きは上向き傾向にあるということがこの資料で分かります。また、青い線を付しているところが鹿児島で、合計の方が計というふうになっておりますが、そこは貨物プラス乗用プラスその他ということで、九州運輸局の資料は三つあったんですがそれを合算して計上させてもらっておりますのでよろしく願います。

二つ目の方に人手不足の件で再度書かせてもらっております。

前回の資料なんですが、前回の資料のまとめというようなところで、九州経済研究所の月刊誌KERの9月号によっての人手不足のアンケートというようなことで、人手不足だというような形で県内の企業が答えているのが68%、そして人手不足への対策に関しては今後検討している施策として賃金や賞与の引上げが63%、そして働きやすい職場環境作りが62%というふうに書かせてもらっております。これは前回の資料でお示しした通りです。

追加ということで、資料の3ページからなんですが、ちょっと資料枚数が多いんですが、日本商工会議所そして東京商工会議所が9月28日に発表されました人手不足の状況においてということでの調査表になります。めくってもらって5ページ目になりますね。ここにトータル的なことが書いておりますが、人手不足との回答が約7割近くと、68.0%と、全ての業種で5割を超えると。うち6割以上64.1%が非常に深刻と。そして人手不足を理由とした廃業等今後の事業継続に不安というようなことが書かれております。影響としまして、現在の人員でやり繰りしているというところが約8割ですね、77.2%。事業運営の具体的な支障が生じているというところが21.6%。対策として、正社員の採用活動の強化ですね。そして人材確保の取組として賃上げの実施、そして募集賃金の引上げが72.5%、ワークライフバランスの推進ということで38.1%というような形でまとめてありますけど、めくってもらえば、次のページ、女性のキャリアアップだとか仕事と育児の両立、そして外国人の受け入れというような形ではアンケートが出ていますが、今私の言ったところは9ページからになります。人手不足の状況と深刻度というようなところで、9ページを見てもらいますと2019年が66.4%で一時回復はしましたが、2020年の7月から8月が36.4%から今どんどんどんどん上がりまして、約倍近く、68%ぐらいまで人手不足だということが書かれております。同じように人が不足している業種というようなことで、看護、建設というところもございまして、11ページになりますとその深刻度というところになると、やはりその介護業だとかその辺が逼迫しているというようなことはありますし、12ページによりまして人手不足の深刻度というような形で言いますと、従業員が少ない、5人以下というようなところが圧倒的な%を示しているというふうになります。人手不足の影響ということで、現在いる人間でどうにかやり繰りをしているというようなことも書かれておりますし、14ページですね、正社員の採用の活動の強化、これが一番人手不足の対策としては68.5%。そして15ページです。15ページの方に賃上げの実施、募集賃金の引上げというところが72.5%と。どこも人がいなくて採用するためにどうすればいいのかというようなことで、賃上げの実施、募集賃金の引上げというふうなことで書かれております。

やはり、今回示しました日本商工会議所のデータと共に九州経済産業局が出しているデータもほとんど一致していると。人手不足感があって、そのためにはどうすれば

いいのかということで企業の方も賃上げの実施というようなことで考えているということが7割ぐらいあるというようなことで書かせてもらっております。

次にめくってもらいまして2ページ目というような形になります。特定最賃の優位性というようなこともあります。この表にはですね、2012年度から地域別の最低賃金と。すいません、ちょっと産別最賃と書きましたがそこは特賃の間違いです、すいません。これを見ると2023年度の最低賃金の方は897円、今年ですね、引上がりまして引上げ率が5.16と、影響率が21.16と。そして2022年度の産別最賃が902円と、地域別の最賃が853円というようなことで、比率が105.74でしたよというふうになります。2012年度からこの水準と、そして差額というようなところを見てみますと、2012年差額が70円、そして水準の方が110.70ありましたが、これが段々だんだんこう目減りしていくような状況にあると。やはりこの傾向をちょっと変えていって、特賃の優位性を出していかないといけないんじゃないのかなと思っております。そして、下の方の表なんです。昨年度というようなことで、同ランクの鹿児島、宮崎、大分、秋田、岩手、青森、島根、福島というようなところを書かせてもらっております。平均ではですね、地賃との差額が54円ということで、水準として106.32と。令和4年度で言いますと、特定最賃の最高額は島根の932円と。地域別最低賃金の差額は75円と。特に島根の方が優位性を発揮しているのかなというふうに思っております。

次に4番目の鹿児島・熊毛の職業安定所の賃金情報ということで、資料の方は17ページになります。16、17ですね。ここで見てもらえれば、今、ハローワーク鹿児島、ハローワーク熊毛ということで、今、鹿児島労働局のホームページからこれは抜き出しておりますが、今2か所、鹿児島と熊毛というようなことで、今データが出ております。鹿児島のパート求人の賃金の上限は1,088円、で下限が994円、そして下限の平均が996円ですよということが書かれております。そして、同様に熊毛のパートの求人賃金は、上限が1,072円、下限が952円と。下限の平均が954円ですね。いずれも特定最賃の902円を上回っているということと、データの方はですね、地域別最低賃金の改正前の7月ということで、直近のデータはですねこれよりもまだ上がっているんじゃないかというようなことで持ってきております。

そして、前回お示ししました、次のページ、3ページになります。5番目の県内の募集賃金情報というようなことで、労働局のハローワークの求人の方で、1回目の方で示したことですが、ハローワークの9月の賃金情報で販売業務ですね、自動車販売というようなことで、A社が230,000円から350,000円での採用募集と。B社が209,051円から265,061円、そしてC社が183,000円から253,000円というふうになります。D社の方はですね、あ、すいません、桁が間違っております。180,000円から230,000円なんですけどここだけは整備士の募集というようなことになっております。いずれも提出しました労働協約の168,500円より、時給1,060円ですね、を超えている

というふうになっております。また、募集の下限というのは表で示してみました。これを時給換算すると、時給の法定労働時間の173.8時間で算出した場合、A社の場合が1,323円、B社が1,203円、そしてC社が1,053円、D社に関しては1,036円ですね。これを特賃との差、902円というようなことであると、A社で421円、そしてB社で301円、C社で151円、D社で134円というふうになっておりますが、これを鹿児島県の令和4年度の毎勤の調査の平均の労働時間143.8時間というようなことで計算し直してみますと、200円ほど高い1,599円、1,454円、1,273円、1,252円となって特賃との差がまた200円ほど差が開くというような形になっております。現在募集している金額は法定労働時間で、一番低いところですね1,053円ということで、特賃とは151円の開きがあると。時間給で1,000円以上ないと求人募集ができないというようなことを現状では意味しているんじゃないのかということを示させていただいております。

次に6番目の県内の新規学校卒業者との比較ということで、1回目の資料の中で学卒者との比率は出しておりますが、改めてですけど、中卒の女子、これが167,000円、そして高卒女子が172,000円、短大女子ということで189,000円、以下のようになっておりますが、特に業種的に高卒男子というようなことで見ると、178,000円が募集の平均というようになっております。これを時間給の173.8時間、法定労働時間で割った場合に、中卒女子が961円、そして高卒女子が990円、また、高卒男子になりますと1,024円ということで、中卒女子の時給とそして特賃の902円というような形で差を見ますと59円も開きがあるというふうになっております。現状のですね、自動車の最低賃金902円ということで、月換算をすると902円×173.8時間で156,767円、法定で。そして、毎勤の調査で計算しますと129,708円というふうになっております。この金額の今の現状の902円を月給に直した場合は令和5年3月卒業の中学校女子の初任給にも達していないというようなことがこれで分かるんじゃないのかなというふうに思っております。続いて4ページの方になります。その金額を年収ベースに変えた場合、1,880,000円そして1,550,000円とワーキングプアと呼ばれる2,000,000円に達していないというようなこともお分かりできるんじゃないかと思っております。

そして7番目、自動車（新車）小売業の最低賃金と県内及び同ランクとの比較というようなことで、最後に、A3でちょっと大きな表なんですけど、ゼット折になって、資料の一番最後にゼット折になっております。ここでちょっとご説明させてもらいたいと思います。このデータはですね、厚生労働省の賃金構造基本統計調査から出しております。短時間労働者のですね、都道府県別1時間当たりの所定内給与額というようなことで、令和4年度そして鹿児島県の3年度、2年度というようなことで記載をしております。真ん中の方に青色で示させてもらっておりますのは特賃の902円との差ということで、規模、企業規模計というところで見ますと男女計で1,250円、そして

男子で言いますと1,516円、そして女子が1,175円になります。これを特定最賃との差でいきますと、マイナス348円、同じように男子でマイナス614円、女子でマイナス273円となります。そして規模計の1,000人以上というふうになりますと1,103円、同じように100人から999人が1,166円、そして10人から99人の規模におきますと反対に金額が上がりまして1,386円というような形に、これが現状として厚生労働省から出ている金額になっております。

下の方はですね、令和3年・2年と過去3年分の特定最賃との比較をしておりますが、やはり最低でも200円から300円ぐらいのですね、平均との差が自動車の方があるというようなことになっております。

そして、下の表なんですけど、令和4年度同じ賃金構造基本統計調査から抜き出しておりますが、これを旧のCランクの自動車のあるところの鹿児島県との比較というようなことで作っております。同ランク別ということで宮崎、秋田、大分、青森、島根、岩手、福島、鹿児島というようなことで載せてもらっております。まず、全体で見ると一番上のところが、計というところが、すいません全規模計で、その横に載っておりますが、宮崎890円、秋田が897円というのは今の自動車の特定最賃の金額になります。その中で見ても鹿児島はですね、この同一県の中で見ても全規模計で見ますと、男女計で1,250円と。一番低い宮崎県におきましては1,067円。ここで宮崎はマイナス183円となっております。以下、男子、女子というような形になっておりますが、自動車小売りというようなことで見ると、男子というようなところで見ますと、同じように鹿児島の方が1,516円というような形で、宮崎が1,193円というふうになります。同様に規模が下がればというようなことで、1,000人以上というふうになりますと、一番高いところは福島で1,294円、そして鹿児島は1,263円となっております。そして100人から999人というような規模計で言いますと、鹿児島が真ん中からちょっと上ということで1,399円というようなことで、一番高い大分の方が356円というふうになっております。そして反対に一番下ですが、一番小さい10人から99人というようなことで言いますと、1,754円と宮崎の1,136円というようなことで差額が600円以上あるということが見て分かると思います。また、特定最賃の一番高い島根ですね、島根と比較しましても1,215円と比較しても171円鹿児島の方が高いというふうになっております。決して鹿児島の賃金が同じCランクで比較した場合目減りしている金額ではないんじゃないのかなというふうに思っております。このデータ自体が全体計の中で持ってきておりますので、全業種の中での調査になりますのでご理解いただければというふうに思っております。

最後になんですけど、金額改正にあたりましてということで、改めてというようなこともありますが、前回の発言と重なっているところもあります。金額の改正にあたりましては企業内最低賃金の協定の締結の水準及び高卒初任給水準を尊重したいなど。

そして特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定するという2008年の最低賃金法の改正の趣旨からも、個別労使の交渉の結果として締結された企業内最低賃金協定より尊重されるべきであると。そして三つ目に、中小企業を中心に人手不足が顕著な状況にあり、人財の競争は産業を超えてその厳しさをますます年々増していると。そして産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金の引上げ、そして高い付加価値生産性を生み出し続けている自動車産業に相応しい水準を実現していかなければならない。そして特定最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、産業発展に相応しい水準を設定しなければいけないんじゃないのかなと。そして5ページになりますが、生み出し続けている高い付加価値の生産性に見合った特定の、特定最低賃金を設定しなければ、公正な競争の環境が確保できないことだけではなく、自らの生み出している高い付加価値を棄損させるということにもつながってきます。地域別最低賃金との優位性が縮小している傾向や労使を取り巻く環境は認識しつつも、自動車産業の基幹的労働者として相応しいですね水準を追求するとともに、特定最低賃金を着実に引上げてきた過去の実績も踏まえる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

具体的な引上げ額としまして、一つ目に2023年度の鹿児島県の最低賃金の引上げ率で考えますと、 $902円 \times 1.0516 = 949円$ で47円の引上げが必要であると。二つ目に2023年度の最賃との比較では44円の引上げ。そして2022年度の特賃の902円と地賃の853円との比率が105.74ですか。ですからそこから算出した場合にはですね46円の引上げなければならぬと。そして連合が掲げる誰もが時給1,000円への早期実現に向け、一気にはいかないの、2年間で達成するためには差額が98円の半分の49円の金額が必要ではないのかなと。そして鹿児島・熊毛の職業安定所の賃金情報から一番低い熊毛の下限金額952円に追いつくためには50円の引上げ。そして企業内賃金協定の額の水準、これを90%とみまして、 $1,060円 \times 90\% = 954円$ ということで差額の52円。そして、新卒の高校男子の初任給が178,000円、ここの時給換算したところの差額で122円。同じように高校女子で88円。そして新卒中学女子で59円と。そして現在のハローワークへ募集しております自動車産業4社の金額の下限180,000円、時給1,036円との差が134円ありますのでここを引き上げていかなければいけないんじゃないのかと。そして最後に、2022年度の自動車の同ランク別の平均が54円というようなことで54円の引上げですね。このようなことで、総合的に勘案して、連合が掲げる誰もが時給1,000円の早期実現と産業のイニシアティブを発揮しまして、60円の引上げとすることを労側としては求めるというようなことで2回目の労働側の方の資料についてご説明させていただきました。

私の方からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

基本的な考えに対する補足ということでしたが、若干具体的な金額提示の部分まで言及していただいております。他に基本的な考え方に対する補足事項としてはございませんか。使用者側としては何か。

○ 中村委員

先ほど説明が、我々側のですね話もありましたけれども、我々としても労側が言われているようにですね、今この物価が上昇している中、働いている人達の暮らし、それが安心できるためにはですね、賃金を少しでも上げることが必要だというのは認識しております。それに向けてどういう形で合意ができるかということだと思っています。我々のですね、この自動車の小売業のですね最低賃金なんですけれども、これはですね、もう毎回、毎年言っていることがあります。それだけもう一度説明をさせていただきたいんですけれども、今日配られたこの産業別賃金決定状況のですね都道府県別のものがありますけれども、これですね、全部ある、今年、その県別でですね、自動車小売業関係があるのはもう13県のみになってしまいました。最初説明がありましたけれども、兵庫県がですね昨年一緒になってもう県別最賃と同額になったということです。過去、これ一番古いので平成19年ですけれども、19年から令和4年までに向けてですね、10県、それまであった10の都道府県がですね全て県の最賃と一緒にってしまったというこの事実です。これがなぜ起こるのかということなんですけれども、我々自動車の小売業というのは、車を売っているだけではなくて、当然整備も行っていきます。先ほどいろいろ、給料の、初任給の面とかそういう話がありましたけれども、メカニックといわれている整備をする人達はですね、国家資格を取らなければいけません。そのために専門学校に行ったり独学で勉強したりしてですね資格を取ります。ですので、それも国家3級、2級、1級という形。あるいは各メーカー系の販売店ではですね独自の、自社の車を整備するにあたって資格を取ってですね、それを取る毎に基本的に資格を取って技術が上がってそれだけ付加価値のある仕事ができるということです。当然給料は上がっていくという現状があります。ですので、メカニックに関してはですね、この、ここに書かれている基本的なこの自動車の小売業の最低の賃金額というのは当然これを上回っているという認識をしています。特にメーカー系はですね。営業についてもですね、実は車を売るにあたってはお客様の安全・安心をちゃんとしっかり守るためにですね、例えば保険の募集人資格等々そういう資格も当然取っています。お客様の車の、カーライフとよく言いますが、安全に安心してやるためには当然車の説明もしますけれども、加えて保険の説明それから買い方ですので割賦とかローンを組んでお客様が継続的に車にお乗りいただくような

ケア、そういう説明をしています。ですので、営業についてもですね、そういう形でこの最低賃金というものは当然上回っているのが現状であると思っています。いつもここでお話しさせていただいているんですけども、それ以外ですね、我々会社にとってはとても大事でかつチームとして働くには大切な人達なんですけれども、当然アルバイトでいろいろな、例えば洗車とかあるいは事務にしてもですね、専門性が必要でない仕事であるとか、そういうものも当然やらなければならない実態があります。その人達をですね、給与を、我々メーカー系の販売店ではですね、多分ここは確実に超えるレベルでやらせていただいているとは思っているんですけども、そうでない他の業種と比較してほぼ仕事の内容は同じであるけれどもそこだけですね給料を上げるということをすると、逆に言うとはですね、それ以外の人達、専門性を持っている人達の、当然同一労働ではないですので、当然給料も上げなきゃいけないと。そこを考えるとですね、我々としては全ての人達をこの最低賃金、特殊、何て言うか、自動車を小売りをするにあたっての専門性、いろんなものが必要でない場合にはですね、少なくともこの最低賃金、県の最賃は守らなくてはならないしそれよりも高い賃金を出したいと思っていますけれども、必ずこれがですね自動車の小売りの最低賃金と合わす必要はないというか、これは制度上の問題があるのではないかとということをいつも話をしています。

加えてもう一つがですね、大きな柱がもう一つあると思っています、これも毎年言わせていただいていますけれども、地域性の問題です。例えばここで見ていただくと、沖縄県ですね。ここ鹿児島県と似てまして、沖縄本島もありますけれどもそれ以外に離島いっぱいあります。鹿児島県もですね離島がいっぱいあります。その中でもですね、今景気がいい島もあるかもしれませんが、全県で当然車は使われています。そこで働く人達もいるんですけども、経営の立場、特に零細の企業の立場からするとですね、この、一方的に上がっていく、我々、県として上げた賃金に対して、最低賃金、特に自動車に対してですね、ここで経営をしている零細の自動車の小売り・整備をしている方々ですね、給料というものは当然経営者の皆さんも上げたいと思っているというふうに思いますけれども、それはですね、かなり、やはり現状島の人達の、住民の人達の所得が上がらない限りはそこで働く人、車の整備をする人達の給料もそれに見合うだけ上げるということはかなり厳しい状況にあると思います。ですので、これは我々鹿児島県の特異性と、島、特に沖縄もそういうことで離島が散在しているということで、沖縄本島とそれ以外の島ではかなり格差があるということも踏まえたうえでですね、自動車だけの最低賃金はもう平成30年に無くなってしまったということだという認識をしています。

ということでですね、我々も今熊本県のTSMC、半導体の工場ができつつありまして、ある意味我々現場で働くメカニックの人達もですね、車の専門性は無いにして

も、かなりやはり高い給料が払われるということで、鹿児島県内、これ県の最賃でもいろいろ出たかもしれませんが、やはり人が流出する危機に直面しています。ですので、我々も経営を成り立たせるためには、当然給与、この上げ幅もですねできるだけのことはしたいと思ってはいますけれども、一方で今言ったような自動車の専門性、加えて地域性を鑑みるとですね、県の最賃の上げ幅の49円ですかね、49円アップでよろしかったですかね、と同じ金額を上げるということは経営側としてはですね、使用者側としては難しいという認識をしています。もう一度繰り返しますけれども、まあ我々もですね当然働く人達の生活を安定させるために上げることは必要だという認識をしています。ただ、この、今全国の動き、離島がない地域でも専門性を考慮して、ここ平成19年以降ですね、もう10の都道府県で無くなってしまっていると。残り13県。去年も14だったのが13になってしまったという現実をですね我々としては県の最低賃金に少しずつ一本化し、近づいていくということがですね結果的に我々の自動車の小売業で働く人達もその働いている、その何て言うか、専門性によって当然給料が決まっていくというふうに思っています。これは、ちょっと、県全体の話ではないですけど、私の会社においてもですね、例えば洗車のスタッフがいるんですけども、彼らにいろいろなコーティングをしたりそういうものをメンテナンスしたりというような、いろんな付随する、特に鹿児島灰が降るのでそういうことをお客様に提供する機会があります。そういうものについてはいろんな企業さんがですね、そのコーティングをするような企業さんが資格制度を持ったりしています。ですのでうちの会社ではそういう資格を勉強して取ってもらった人達、それはアルバイトの人であってもですね、そういう資格が取ればそれでまた給料も上げていくというような、本人達がやっぱり勉強して努力することも必要。それは、そういう機会を与えることも大事だと思うんですけども、そういうことをすることで専門性があることでそれだけお客様からその対価に見合うですねお金をいただけるということができるようなことを我々企業側も当然やっていきますし、それによって時給が上げられるようなですね努力を、たぶん我々の業界はそういうことをやっていかなければ逆に生き残れないというふうに思っています。そして、魅力ある自動車小売業にしていきたいと思っていますので、そういうこともですね理解していただければというふうに思います。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

基本的な考え方についての追加・補足事項ということでした。他にはよろしいですか。

○ 川口部会長

といったところでですね、そろそろ具体的な金額提示というところに入っていきたいと思います。労側からは先ほどらい補足説明の中で金額提示に関する提案もございました。

改めてお聞きします。今回の金額提示としてどのようなお考え、どのような金額が提示すべきと考えているのか、再度金額の部分についてのみお答えいただければと考えます。

○ 白石委員

私どもは今説明したとおり、全体を勘案して60円ということで引き上げの方を思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労側がですね、現行902円にプラス60円の962円ということで一応提示をいただいております。

先ほど中村委員からも金額に関しては若干言及がありましたけれど、今回の、本日の協議において提示額としてはどのように考えていますか。

○ 中村委員

もしよろしければ使側で少し話をさせていただいて、戻りましたら提示させていただくということでよろしいでしょうか。

○ 川口部会長

ということで、使側の方で若干時間を頂戴したいということで、その話し合いを若干持たせていただきたいということで、とりあえず休憩としばらくさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(休憩)

○ 川口部会長

議事を再開したいと思います。

それでは使側の方の金額提示ということでお願いします。

○ 中村委員

はい。地域別の、鹿児島県の地域別最低賃金44円ということでした。我々としては先ほど説明した趣旨、いろいろな観点からですね、上げることはしたいんですけども、やはり少しずつ近づけていくということが我々の役割でもあると思っていますので、34円を提示したいと思います。

よろしく申し上げます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

902円に34円プラスということで、936円の金額提示ということですね。

ということで労側が60円、使側が34円ということでまだ隔たりがかなりあります。

ということでお諮りしたいと思いますが、これから個別協議に入っていきたいと思いますが他に皆さん方からは何かございますか。

○ 白石委員

今使用者側の見解の方聞きました。やはりあの特定最賃の意義と役割というところで考えますと、やはり我が国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件の決定システムということであって、労使交渉の補完そして代替機能ということをやっぱり担っていると思います。やはり企業の枠を超えて同じ産業で働く基幹の労働者の入口の賃金としてやはり持っていくべきではないのかなというふうに思っておりますし、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金の協定を労使交渉の手段を持たない未組織のところまで波及させていくということと、やはり最低賃金も上がりましたし底支えというような部分もあります。

今離島の話がございましたけど、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、最低賃金と特賃との違いというようなところもありますけど、最賃の方でもその離島の話が出ましたけど、離島の方がやはり物価が高いというようなところで、ハローワークの情報なんかを見ても、鹿児島に見劣りしないくらいの金額じゃないともう雇えないというような状況でもございます。特に離島、ガソリン代を含めて鹿児島市内とはまた全然違うというようなところで言いますと、やはりその熊本の話もございましたが、人材が外に出ていくというようなことで見ると、離島から鹿児島へ、鹿児島からまた県外へというようなこともございますし、離島ほど手厚く今後持って行かないと本当に人がいなくなる現状が出ていくんじゃないのかなというふうに思っております。その離島の話がされると、ではその広域でという話になると、北海道も一つでございませぬ。札幌と田舎町まで。そして東京で言うと東京にも離島がポツンとあったりします。そこは同じ金額ですし、その人材流出というところを見た場合、本当にこのままでいいのか、余計地方そして離島を抱えている鹿児島はですね全体的にアップしていか

いと本当に鹿児島から人がいなくなるんじゃないのかなと。そこで特定最賃のところでございますと、最初でありました、もう無くなっていくというところが、話がありました。特定最賃が鹿児島の方でも百貨店・総合スーパー、そして電気、自動車とございました。今これが自動車のみというようなことになっておりますが、労働者側としてはやはり特定最賃がある意義も含めて、自動車が残っているという言い方がいいのかどうか分かりませんが、自動車産業で働く者としては特賃があるということ誇らしげに思っております。やはりここはですね胸を張って自動車産業に勤めているというようなことも含めて、自動車産業が基幹の産業としてどのような役割を目指していくのかというようなことをきちんと考えなければならぬんじゃないのかなというふうに思っております。

特賃の意見が合わないところが、最賃と近づけていくというような発言ございましたけど、そこは特定最賃の意義と役割というようなところとは少し違うのかなというように労働者側の方は思っております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

○ 中村委員

よろしいですか。

○ 川口部会長

はい。

○ 中村委員

近づけていくというのは、最初から我々が言っているように当然メカニックとか特定の技術を持った人達に関しては、当然近づけていくというような概念は持ってないというふうに思っています。ただ、一般の他の業種とまったく同じような仕事内容をしている人達を、あえて下げるといふかそういう意味ではなくて、結果的にこの制度自体の問題点を解決するためには、近づけた方がいいんじゃないかというふうに思っているということを、ちょっと誤解があるといけないと思います。加えて、先ほど離島のところでですね、私も最初説明したように、島によってはですね、ものすごく物価が上がっているところもあると思います。でも私もそういう地域にも行きますけれども、もう昔からですね、実際は家族経営に近い経営をしています。ですので元々我々とは当然違うので、あの、本土の大きなところの販売店とは当然違って、零細で頑張

っているからこそ家族で地域の人たちのですね安心安全整備をするために経営をやっているから経営者の人たちもいっぱいいます。その人達はもう既に雇用する、まあ高い給与を払えばもしかしたら来るかもしれないですけど、そうしたら経営自体がもう成り立たないので、家族ですってやっている会社も多いという認識をしますし、今はやはり地元の人達だけでは足りないの、やはり技能実習生を採用して、そこで何とか経営というか、営業を成り立たせているというような販売店もあると、販売店というか会社さんもあるという点も認識していただければというふうに思います。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労使双方の、一応金額提示がありました。労側が60円プラス、使側が34円プラスということです。隔たりがまだありますので、ここで皆様方にお諮りしたいと思います。

ただ今から労側あるいは使側と個別協議に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず労側の方と公益の方と話をさせていただければと思っております。

使側と傍聴の方はすみません、ご退席いただけますかね。

(個別協議)

○ 川口部会長

それでは審議を再開いたします。

労使各側から非常にいろんな、多様な意見をいただきました。ありがとうございました。本当に。しかし、金額調整といった意味ではやはり双方にまだかなり隔りがあるわけでありまして。ということで、今回ちょっと時間的なものもあって、次回に最終的にはまた審議しようではないかのご提案もあったものですから、第3回目を持つことでまた考えたいと思います。

産業別最賃というのは労使のイニシアティブによる合意に基づいて決定していくものです。それで全会一致で決議をすることと申し合わせております。是非ですね、年内発行を目指して。この点をご理解いただいて次回合意できますように労使の皆さん方をお願いしたいところです。よろしくお願いいたします。

それではですね、これにて2回目の専門部会を終わりたいと思います。

次回はですね、10月の25日水曜日の午前10時から、場所は本日と同じ会場となっておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に本日の議事録の確認者を指名いたします。労働者側は白石委員、使用者側は

小原委員にお願いいたします。

それではこれにて本日の専門部会を閉会したいと思います。ありがとうございました。